

件名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例
主管課	男女参画・子育て支援課
根拠法令等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(告示)
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>1 改正理由</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和5年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第3号）の施行に伴い、標記条例を改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>認定こども園に係る厚生労働省の事務がこども家庭庁へ移管されたことに伴い、上記告示の題名中の「厚生労働大臣」の表記が削除されたため、標記条例中に記載している当該告示名を、国が改正したとおりに変更する。</p>	
施行日	公布の日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	